

青森県報

第四千四百四十九号

平成二十八年
五月二十日
(金曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………	(同) …… 四
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課) …… 五
建築基準法による指定確認検査機関の指定……………	(建築住宅課) …… 五
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) …… 六

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………

右 同……………

教育委員会

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………

政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………

人事委員会

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………

公安委員会

指定講習機関の休止……………

(西北地域局) …… 六
(東北地域局) …… 七

(職員福利課) …… 七

(事務局) …… 七

(同) …… 七

(同) …… 八

(同) …… 九

(同) …… 九

(職員課) …… 九

(運転免許課) …… 一〇

告 示

青森県告示第三百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
苑法社会 人三笠 祉		苑法社会 人三笠 祉		苑法社会 人三笠 祉		苑法社会 人三笠 祉		苑法社会 人三笠 祉		苑法社会 人三笠 祉	
田館平 一九川 五字市 西大 和字	二堀弘 九越前 三市市 の柳大 一元字	田館平 一九川 五字市 西大 和字	二堀弘 九越前 三市市 の柳大 一元字	田館平 一九川 五字市 西大 和字	二堀弘 九越前 三市市 の柳大 一元字	田館平 一九川 五字市 西大 和字	一賀南 九五町津 和田大 和字都 平	田館平 一九川 五字市 西大 和字	一賀南 九五町津 和田大 和字都 平	田館平 一九川 五字市 西大 和字	二堀弘 九越前 三市市 の柳大 一元字
生応認 活型知 介共症 護同対		生応認 活型知 介共症 護同対		生応認 活型知 介共症 護同対		訪問介 護		通所介 護		通所介 護	
アユホ ーグル ーイ ーピム ブ		碓ンホ ケケラ 関ケイ フサ ブ		三ンホ 笠ラグル イム フサ ブ		ンテパ ーシヘ シヨスル ホ		タピ ーデイ ーセイ ーセン		関タピ ーデイ ーセイ ーセン	
三田目 代屋津 一字村 稲郡 元大字 西		森碓平 九ケ川 〇関市 の字大 一鯨字		二田館平 二田川 〇市市 一西大 の和字		田館平 三川 一市市 五中 前大 字		田館平 二川 〇市市 〇西大 和字		森碓平 九ケ川 〇関市 の字大 一鯨字	
"		"		"		"		"		二七・三・一	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
シボ坂株 ン本式 レコ会 ー社	苑法社会 人三笠 祉		東株 北式 アイ会 セイ社		名 称		介 護 予 防 事 業 者
字五所 新川 一町原 五〇市	田館平 一九川 五字市 西大 和字	二堀弘 九越前 三市市 の柳大 一元字	門田八 前向戸 九市市 の昆大 一沙字		所 主 の 所 在 地		事 務 所
訪介 問護 介予 護防	訪介 問護 予防		管居介 理宅療 指養 導防		類 事 業 の 種		防
ほシスヘル ッショテバ トヨテン	ンテ看三 ーシ護笠 シヨス問		戸薬アイ 店局東セイ	局こ 薬ころ 薬	名 称		介 護 予 防 事 業 所
ツキ藤大五 二卷字所 号一吹川 八八烟原 イ字市	字五所 新川 一町原 五〇市	二田館平 二田川 一市市 の西大 和字	田館平 二川 二市市 西大 和字	二ノ大 二平久 九二保 五二五 の西字 の西字	所 在 地		所
六・三・五		三三・三・一 所(事業 所(事業 者)者)		六・四・一 平成		変 更 日 月	

平成二十八年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百五十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第三百五十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
社会福祉法人 仁正会 三戸郡三戸町大字同心町一〇	老人デイサービスセンター 三戸郡三戸町大字同心町一〇
通所介護	居宅介護事業所
三戸郡三戸町大字同心町一〇	三戸郡三戸町大字同心町一〇
平成二六・三・三	廃止年月日

青森県告示第三百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者
主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類
障害福祉サービスを行う事業	障害福祉サービスを行う事業
三戸郡三戸町大字同心町一〇	三戸郡三戸町大字同心町一〇
平成二六・三・三	指定年月日

株式会社 N E X T c o m E	株式会社 N E X T c o m E	株式会社 N E X T c o m E	株式会社 N E X T c o m E	特定非営利活動法人 カースコープ	社会福祉法人 養正会	株式会社南都 の里あつぶる園	株式会社南都 の里あつぶる園	社会福祉法人 ほほえみ	社会福祉法人 弘前久栄会
三戸郡階上町 蒼前西六丁目 九の三二二〇	三戸郡階上町 蒼前西六丁目 九の三二二〇	三戸郡階上町 蒼前西六丁目 九の三二二〇	三戸郡階上町 蒼前西六丁目 九の三二二〇	東京都豊島区 池袋一丁目 S P タマビル	三戸郡階上町 大字金山沢 道合三の四	三戸郡南部町 大字斗賀字上 町焼一	三戸郡南部町 大字斗賀字上 町焼一	平川市館山前 田八〇の一	弘前市大字神 田五丁目八の 一三
共同生活 援助	行動援護	重度訪問 介護	居宅介護	就労継続 支援 B 型	共同生活 援助	重度訪問 介護	居宅介護	共同生活 援助	就労継続 支援 A 型
アルパ	アルパ	アルパ	アルパ	ココロド	ヴィレッタ田 向	アップル・ケ アサービリス	アップル・ケ アサービリス	uniメゾン	就労継続支援 のり A 型事業所
三戸郡階上町 大字角柄折上 七文字八の二	三戸郡階上町 大字角柄折上 七文字八の二	三戸郡階上町 大字角柄折上 七文字八の二	三戸郡階上町 大字角柄折上 七文字八の二	八戸市大字の 六日町六〇の 二	八戸市大字田 向字荒屋敷二 〇の二二	三戸郡南部町 大字斗賀字上 町焼一	三戸郡南部町 大字斗賀字上 町焼一	平川市館山前 田八〇の五	弘前市大字神 田五丁目八の 一三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成 二六・三・一

青森県告示第三百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条の二第一項及び第七条の二第一

項の規定により、次のとおり指定確認検査機関を指定したので、同法第七十七条の二
十一第一項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	株式会社 センター
住所	青森市本町四丁目五の五
指定の区分	建設基準法に基づき建築士等による検査を受けるもので、
業務区域	青森県の区域
確認検査の所在地業務	一 青森市の区域において、 二 青森市の区域において、 三 青森市の区域において、 四 青森市の区域において、 五 青森市の区域において、 六 青森市の区域において、 七 青森市の区域において、 八 青森市の区域において、 九 青森市の区域において、 十 青森市の区域において、 十一 青森市の区域において、 十二 青森市の区域において、 十三 青森市の区域において、 十四 青森市の区域において、 十五 青森市の区域において、 十六 青森市の区域において、 十七 青森市の区域において、 十八 青森市の区域において、 十九 青森市の区域において、 二十 青森市の区域において、 二十一 青森市の区域において、 二十二 青森市の区域において、 二十三 青森市の区域において、 二十四 青森市の区域において、 二十五 青森市の区域において、 二十六 青森市の区域において、 二十七 青森市の区域において、 二十八 青森市の区域において、 二十九 青森市の区域において、 三十 青森市の区域において、 三十一 青森市の区域において、 三十二 青森市の区域において、 三十三 青森市の区域において、 三十四 青森市の区域において、 三十五 青森市の区域において、 三十六 青森市の区域において、 三十七 青森市の区域において、 三十八 青森市の区域において、 三十九 青森市の区域において、 四十 青森市の区域において、 四十一 青森市の区域において、 四十二 青森市の区域において、 四十三 青森市の区域において、 四十四 青森市の区域において、 四十五 青森市の区域において、 四十六 青森市の区域において、 四十七 青森市の区域において、 四十八 青森市の区域において、 四十九 青森市の区域において、 五十 青森市の区域において、 五十一 青森市の区域において、 五十二 青森市の区域において、 五十三 青森市の区域において、 五十四 青森市の区域において、 五十五 青森市の区域において、 五十六 青森市の区域において、 五十七 青森市の区域において、 五十八 青森市の区域において、 五十九 青森市の区域において、 六十 青森市の区域において、 六十一 青森市の区域において、 六十二 青森市の区域において、 六十三 青森市の区域において、 六十四 青森市の区域において、 六十五 青森市の区域において、 六十六 青森市の区域において、 六十七 青森市の区域において、 六十八 青森市の区域において、 六十九 青森市の区域において、 七十 青森市の区域において、 七十一 青森市の区域において、 七十二 青森市の区域において、 七十三 青森市の区域において、 七十四 青森市の区域において、 七十五 青森市の区域において、 七十六 青森市の区域において、 七十七 青森市の区域において、 七十八 青森市の区域において、 七十九 青森市の区域において、 八十 青森市の区域において、 八十一 青森市の区域において、 八十二 青森市の区域において、 八十三 青森市の区域において、 八十四 青森市の区域において、 八十五 青森市の区域において、 八十六 青森市の区域において、 八十七 青森市の区域において、 八十八 青森市の区域において、 八十九 青森市の区域において、 九十 青森市の区域において、 九十一 青森市の区域において、 九十二 青森市の区域において、 九十三 青森市の区域において、 九十四 青森市の区域において、 九十五 青森市の区域において、 九十六 青森市の区域において、 九十七 青森市の区域において、 九十八 青森市の区域において、 九十九 青森市の区域において、 百 青森市の区域において、
指定の日	平成二十八年四月一日
指定の有効期間	指定の日から五年間

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、三
川目地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定め
たので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年五月二十三日から同年六月十七日まで
- 三 縦覧の場所
新郷村役場

出 先 機 関

土地改良法の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川
鶴田土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月二十二日認可したので、同条第三項
の規定により公告する。

平成二十八年五月二十日

西北地域県民局長 山 本 馨

目四の四三 八戸インテ プリジェン ラザ内ト

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、姉沼土地改良区の定款の変更を平成二十八年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十日

上北地域県民局長 山 田 裕

教 育 委 員 会

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十一号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十一年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十一号及び第二十二号中「並びにこれらの決定に対する審査請求に対する裁決」を削り、同項に次の一号を加える。

二十三 審査請求に対する裁決に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	市町村以上の区域を単位として設けられる支部	年 月 日 出
民進党青森県第1区総支部	升田世喜男	上林 英一	青森市大字浜田字七玉川の四	衆議院議員	○	平成 二六・四・二

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年 月 日 出
三国ゆづぎ後援会	中西 修一	三国 佑貴	弘前市大字城西二丁目一の六	平成 二六・四・二五

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)		異動事項	新	旧	異 月 日 動
自由民主党鶴ヶ沢町支部 (工藤 兼光)	代表者 会 計 責 任 者	新 新	新 新	旧 旧	平成 六・四・四
自由民主党新郷村支部 (中平 秀夫)	代表者 会 計 責 任 者	新 新	新 新	旧 旧	平成 六・三・二六
自由民主党尾上支部 (葛西 文幸)	代表者 主たる事務所の所在地	新 新	新 新	旧 旧	平成 六・三・二六
自由民主党五戸町支部 (川崎 七保)	代表者 主たる事務所の所在地	新 新	新 新	旧 旧	平成 六・四・六
民進党青森県総支部連合会 (田名部 定男)	代表者 政治団体の名称	新 新	新 新	旧 旧	平成 六・四・三
民進党青森県参議院選挙区第1総支部 (田名部 匡代)	代表者 政治団体の名称	新 新	新 新	旧 旧	平成 六・四・二四
民進党青森県第4区総支部 (山内 崇)	代表者 政治団体の名称	新 新	新 新	旧 旧	平成 六・四・二四
民進党青森県総支部連合会 (田名部 定男)	代表者 会 計 責 任 者	新 新	新 新	旧 旧	平成 六・四・二四
大島理森新郷村後援会 (小坂 章)	代表者 会 計 責 任 者	新 新	新 新	旧 旧	平成 六・三・一六

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
維新の党青森県総支部	升田 世喜男	平成六・三・七
維新の党青森県第1選挙区支部	升田 世喜男	平成六・三・七
政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日

政党の支部 青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

青森県選挙管理委員会告示第三十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十八年五月二十日

政治団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	解散年月日
青森県宅建政治連盟 (安田 勝位)	代表者	青森市勝田二丁目一三の八	平成六・四・一
中嶋久彰後援会 (嶋中 一夫)	代表者	青森市勝田二丁目一三の八	平成六・四・二
横山北斗後援会 (横山 北斗)	代表者	青森市古川二丁目九の一二	平成六・三・一
シーガルクラブ (高橋 貴之)	代表者	高橋 貴之	平成六・四・六

森田泰男後援会	森田 泰男	平成六・三〇
青森県防衛を支える会	三上 敬治	三六・四・三

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
横山 北斗	横山北斗後援会	主たる事務所の所在地	青森市勝田二丁目一三の八	青森市古川二丁目九の二一	平成六・三・一
	公職の種類		青森市長	衆議院議員	

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体がなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

森田 泰男	届出者の氏名	森田泰男後援会	資金管理団体の名称	資金管理団体がなくなった年月日
		平成六・三・一〇		

人事委員会

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項第八号本を同号へとし、同号二中「口の事務」を「八の事務」に改め、同二を同号本とし、同号八中「口の事務」を「八の事務」に改め、同八を同号二とし、同号口を同号八とし、同号イを同号口とし、同口の前に次のように加える。

イ 総括副参事

別表第二号の表消防学校の項及び原子力センターの項を削り、同号の表空港管理事務所の項の次に次のように加える。

消防学校	校長
原子力センター	一 所長 二 次長

別表第二号の表備考第一号本中「機関」を「機関（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者が管理するものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十の規定により、指定講習機関五所川原モータースクールの特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定により告示する。

平成二十八年五月二十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

- 一 休止しようとする特定講習の種類
普通自動車、普通二輪車及び原動機付自転車に係る初心運転者講習
- 二 休止しようとする期間
平成二十八年四月二十五日から同年八月三十一日まで

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭